

公 告

令和5年度 米福政委託第18号 米原市地域包括支援センター運営業務および米原市認知症初期集中支援チーム運営業務の委託契約について、次のとおり公募型プロポーザルを行うので公告する。

令和5年10月18日

米 原 市 長 平 尾 道 雄

1 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 業 務 名 令和5年度 米福政委託第18号
米原市地域包括支援センター運営業務および米原市認知症初期集中支援
チーム運営業務
- (2) 業務内容 本市における地域包括支援体制の更なる充実に向けて、市が定める4圏
域において、効率的・効果的な地域包括支援センターおよび認知症初期
集中支援チームの運営を図ることができる法人を募集する。
- (3) 業務期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで（3年間）

2 業務に要する費用（予定価格）

金174,444,000円（消費税および地方消費税を除く。）

	地域包括支援センター運営事業	認知症初期集中支援チーム運営事業
令和6年度	41,608,000円	16,540,000円
令和7年度	41,608,000円	16,540,000円
令和8年度	41,608,000円	16,540,000円
計	124,824,000円	49,620,000円

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格とする。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を全て満たす者でなければならない。

- (1) 医療と介護保険サービスの提供実績がある社会福祉法人、医療法人、社団法人等であること。
- (2) 米原市建設工事等入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていないこと。

- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のアからオの要件に該当する者でないこと。
- ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
- イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
- エ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
- オ 銀行取引停止処分がなされている者
- (5) 自己または自社もしくは自社の役員等が、次のアからカのいずれにも該当する者でないこと。
- ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- イ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
- エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
- オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- (6) 介護保険法第115条の22第2項(指定介護予防支援事業所の指定)各号のいずれにも該当しないこと。
- (7) 事業者が納税義務を有する税金を滞納していないこと。

4 プロポーザル実施の日程

- | | |
|-----------------|---------------------------------------|
| (1) 質問受付期限 | 令和5年10月30日(月)午後5時まで |
| (2) 質問回答期限 | 令和5年11月2日(木) |
| (3) 企画提案書等の提出期間 | 令和5年11月6日(月)から
令和5年11月17日(金)午後5時まで |
| (4) 第1次審査 | 令和5年12月4日(月) |
| (5) 第1次審査の結果通知 | 令和5年12月8日(金)【予定】 |
| (6) 第2次審査 | 令和5年12月21日(木) |
| (7) 第2次審査の結果通知 | 令和5年12月下旬 |
| (8) 契約手続 | 令和6年1月中旬 |

5 その他

詳細は、別紙「米原市地域包括支援センター運営業務および米原市認知症初期集中支援チーム運営業務に係る公募型プロポーザル実施要領」による。

6 問合せ先

〒521-8501 滋賀県米原市米原 1016 番地

米原市役所 本庁舎 米原市くらし支援部福祉政策課 TEL 0749-53-5120 (直通)

FAX 0749-53-5128